

改正 2015年3月27日

(目的)

第1条 この取扱要領は、本学が物件等の調達を発注する業者（以下「取引業者」という。）に対し、不正防止の観点から実施する事項について定める。

(取引状況の集計)

第2条 施設部長は、毎年度末に取引業者ごとに取引状況の集計を行い、経理責任者に報告する。

(確認書の提出)

第3条 施設部長は、取引状況を勘案の上、必要ある場合は取引業者に対して不正に関与しない旨の確認書の提出を求めるものとする。

2 前項に定める確認書の様式等は、別に定める。

(取引停止)

第4条 施設部長は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては、取引を停止し処分内容を公表する等の措置を講ずるものとする。

(1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。

(2) 入札又は見積りに際し、不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行に際し、故意に工事を粗雑にし、又は品質、数量等につき不正の行為があったとき。

(4) 企業の社会的責任（CSR）を果たしていないとき。

(5) その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき。

2 施設部長は、前項の措置を講じた場合、「取引停止措置報告書」に事実関係の概要、措置の内容、その他必要事項を記載し、経理責任者に報告するものとする。

(取引停止期間の減免)

第5条 施設部長は前条にかかわらず、取引業者が不正行為を自己申告した場合には、取引停止期間の減免を講ずることができる。

2 施設部長は、前項の措置を講じた場合、「取引停止の特別措置報告書」に必要事項を記載し経理責任者に報告するものとする。

(取引停止に係る特例)

第6条 施設部長は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(1) 特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合

(2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、物品購入等契約の目的を達成することができない場合

(3) 取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

2 施設部長は、前項の措置を講じた場合、「取引停止の特別措置報告書」に必要事項を記載し経理責任者に報告するものとする。

(取引停止措置等の通知)

第7条 施設部長は、第4条第1項の規定による取引停止の措置をしたときは、「取引停止措置通知書」に必要事項を記載し当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、部科所長に対し当該取引停止等について、同通知書の写しを添付し通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

(改廃)

第8条 この取扱要領の改廃は、経理責任者が決定する。

附 則

この取扱要領は、2015年3月28日から施行する。